

平成18年12月25日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

「地域包括支援センターの体制整備の促進について」に係る正誤について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

12月20日付け介護保険最新情報 Vol. 3において送付いたしました標記につきまして、次のとおり誤りがありましたので正誤表を送付いたします。

お詫びして訂正いたします。

[該当箇所]

9 ページ（3）主任介護支援専門員に準ずる者に係る経過措置の延長

正	誤
<p>■ 地域包括支援センターの人員基準のうち「主任介護支援専門員に準ずる者」について、平成18年度限りとしていた<u>ケアマネジメントリーダー研修未修了者</u>に関する経過措置を、平成19年度まで延長することとします。</p> <p>■具体的には・・・主任介護支援専門員研修又はケアマネジメントリーダー研修の未修者であっても、平成19年度中に主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、すでに<u>地域包括支援センター職員研修又は介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）若しくは介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ）</u>を修了し、かつ、介護支援専門員としての実務経験を有する者であれば、「主任介護支援専門員に準ずる者」として認めることとする【平成18年10月18日老健局計画・振興・老健課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」6(1)の改正】。</p>	<p>■ 地域包括支援センターの人員基準のうち「主任介護支援専門員に準ずる者」について、平成18年度限りとしていた<u>ケアマネジメント研修未修了者</u>に関する経過措置を、平成19年度まで延長することとします。</p> <p>■具体的には・・・主任介護支援専門員研修又はケアマネジメントリーダー研修の未修者であっても、平成19年度中に主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、すでに介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）<u>又は介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ）</u>を修了し、かつ、介護支援専門員としての実務経験を有する者であれば、「主任介護支援専門員に準ずる者」として認めることとする【平成18年10月18日老健局計画・振興・老健課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」6(1)の改正】。</p>